

西日本高速道路株式会社請負工事等成績評定要領

(平成18年3月31日制定・平成18年要領第98号)

最終改正 令和 7年 6月19日

(目的)

第1条 この要領は、西日本高速道路株式会社が請負契約を締結した工事及び維持修繕作業（緑化資材リサイクル業務を含む。）（以下「工事等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）を行うにあたっての必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって工事等の適正かつ効率的な施工を確保し、技術水準の向上に資するとともに、受注者の適正な選定に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、工事等のうち、1 件の当初契約金額（単価契約にあつては、契約単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の和）が 500 万円以上のもので、契約責任者（西日本高速道路株式会社契約規程（平成17年規程第 13 号。以下「契約規程」という。）第 5 条 に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）が請負契約を締結したものについて行うものとする。

(評定の種類及び方法)

第3条 工事については、当該工事が完成した場合において行う評定（以下「しゅん功評定」という。）とする。

2 維持修繕作業については、当該維持修繕作業の契約期間が満了した場合に行う評定（以下「完了評定」という。）とする。

3 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事等ごとに的確かつ公正に行うものとする。

(評定の時期)

第4条 評定は、しゅん功検査又は完了検査実施後、7 日以内に行うものとする。

(評定を行う者)

第5条 第3条 の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

一 しゅん功評定の評定者は、監督員、主任補助監督員及び主任検査員とする。

二 完了評定の評定者は、監督員、主任補助監督員及び検査員とする。

三 しゅん功評定及び完了評定の評定者は、評定を行う当該工事等に係る品質管理担当者が定められている場合は、その者に当該工事の品質管理に関する基礎資料の提示及び評価意見を求め、それを評定に反映するものとする。

四 前3号に加え、検査責任者が、厳正かつ的確な評定の実施のために必要と認めた場合は、

別途品質等の検査を実施するものにおいて、そのものの検査結果を評定に反映させるなどによっても良いものとする。

五 第4号の規定により評価を行う場合で、事務所の検査責任者が検査を行う工事においては、当該工事の規模等を参酌し、自己の所属する支社管内の他の事務所の長の承諾を得て、当該他の事務所の社員を活用することができるものとする。

(評定者の読替)

第6条 事務所発注に係る工事等の評定で、検査員が1名の場合は、前条 の「主任検査員」を「検査員」に読み替えて実施するものとする。

(評定の方法)

第7条 しゅん功評定は、工事等の監督、検査により確認した事項に関し、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとし、次の各号に掲げる事項のとおり行うものとする。

一 評定は、別紙－1(主任補助監督員用)、別紙－2(監督員用)、別紙－3(主任検査員用)「考査項目別運用表」を基に、別記様式第1「評定点算出表」及び別記様式第2「項目別評定点算出表」により行い、結果を別記様式第3「しゅん功評定表」に記録するものとする。

受注者が乙型共同企業体の場合は、構成員ごとに別紙－1(主任補助監督員用)、別紙－2(監督員用)、別紙－3(主任検査員用)「考査項目別運用表」を基に別記様式第1「評定点算出表」及び別記様式第2「項目別評定点算出表」を作成し、別記様式第2「項目別評定点算出表」の細目別評定点について、原則として最終契約金額の各構成員の分担金額比率により加重平均し、その集計結果を当該工事の評定結果として別記様式第3「しゅん功評定表」に記録するものとする。

また、事務所がまたがる工事等の場合は、事務所ごとに別紙－1(主任補助監督員用)、別紙－2(監督員用)「考査項目別運用表」を基に別記様式第1「評定点算出表」及び別記様式第2「項目別評定点算出表」を作成し、別記様式第2「項目別評定点算出表」の細目別評定点について、原則として各事務所の最終契約金額比率により加重平均し、その集計結果を当該工事の評定結果として別記様式第3「しゅん功評定表」に記録するものとする。

二 評定を行う際には、別紙－4「記入方法及び留意事項」に留意し、別紙－5「施工プロセスのチェックリスト(標準例)」を活用するものとする。

三 「創意工夫」、「社会性等」の評定に関しては、受注者からの資料を受け付けるものとし、その場合はこれも考慮するものとする。

四 事務所発注に係る工事の評定にあたっては、別紙－1(主任補助監督員用)を監督員用と読み替えて、別紙－2と併せて実施する。

2 完了評定は、作業の監督、検査により確認した事項に関し、作業ごと、評定者ごとに独立して

的確かつ公正に行うものとし、次に掲げる事項のとおり行うものとする。

一 評価にあたっては、当該業務の業績評価結果を活用するものとし、別記様式第4「完了評価表」に記録するものとする。

(評価表の作成等)

第8条 評価は、工事等の監督、検査等により確認した事項に関し、工事等ごと、評価者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとし、その結果は評価表に記録するものとする。

2 評価結果は、主任検査員が評価点の計算並びに照査を行い、評価後7日以内に評価表を検査責任者に提出し、検査責任者は、提出された評価表を審査し、契約責任者に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第9条 契約責任者は、検査責任者から評価に係る報告を受けたときは、遅滞なく、当該工事等の受注者に対して、別添1の評価通知実施要領により評価の結果を通知するものとする。

(評価の修正)

第10条 契約責任者は、前条の通知をした後、必要があるときは評価結果を修正できるものとする。

2 前項の評価の修正は、工事目的物の引渡し後、工事等の履行において生じた法令違反、不正又は不誠実な行為、契約不適合責任等により、入札参加資格停止の措置を行った場合等に行うものとする。

3 前項による修正を行ったときは、遅滞なく、前条に準じて、その結果を当該工事等の受注者に対して通知するものとする。

(説明請求)

第11条 前2条による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条 に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)に、書面により、通知を行った契約責任者に対して評価の内容について説明を求めることができる。

2 契約責任者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求)

第12条 前条 第2項の回答を受けた者のうち不服がある者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、書面により、支社長に対して、再説明を求めることができる。

2 支社長は、前項による再説明を求められたときは、有識者等で構成する委員会の審議を経て

書面により回答するものとする。

3 前項の有識者等で構成する委員会の設置及び運営については、別に定める。

(評価結果等の公表)

第13条 契約責任者は、評価結果の通知、説明請求に対する回答及び再説明請求に対する回答を行ったときは、直ちに別に定めるところにより公表を行うものとする。

(評価結果の扱い)

第14条 契約責任者は、評価を行ったとき並びに第7条の修正を行ったときは、遅滞なく、評価結果を会計情報システムに入力するものとする。

2 受注者が乙型共同企業体の場合の以下の評価点の扱いについては、別表1[分担工事]に記載する分担した工事種別の点数とする。

一 工事等競争参加資格登録要領における工事資格審査の技術評価点数算定に用いる工事成績評価の評価点

二 工事における総合評価落札方式の評価項目で求める工事成績評価点

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

工事等成績評定通知実施要領

(目 的)

第1条 本実施要領は、請負工事等成績評定要領(以下「要領」という。)第9条 及び第10条 に規定する通知及び第11条 及び第12条 に規定する回答並びに第13条 に規定する公表に関する事項を定める。

(評定結果の通知)

第2条 要領第9条 に規定する通知は、様式－1により行うものとする。

2 要領第10条 に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求の提出)

第3条 要領第11条 に規定する説明請求は、様式－2により行うものとし、前条の通知の際に明記するものとする。

2 説明請求の書面の提出先は、支社が契約を締結した工事にあつては支社長、事務所が契約を締結した工事にあつては事務所長とする。

(説明請求に対する回答)

第4条 契約責任者は、評定結果の通知を受けた受注者から評定結果についての説明を求められた場合は、説明請求書を受け取った日から起算して7日以内(休日を含まない。)に様式－3により回答するものとする。

2 契約責任者は、前項による回答を行うに当たって、必要があると認められる場合は、回答期限を延長することができる。

3 契約責任者は、前2項の回答を行う場合は、別に定める評定評価委員会に意見を求めるものとする。

(再説明請求書の提出)

第5条 要領第12条 に規定する再説明請求は、様式－4により行うものとし、前条の回答の際に

明記するものとする。

2 再説明請求の書面の提出先は、支社長とする。

(再説明請求に対する回答)

第6条 支社長は、再説明を求められた場合は、様式－5により回答するものとする。

2 支社長は、前項の回答をする場合は、有識者等で構成する委員会の審議を経て回答するものとする。

その場合において、支社長は、審議の報告を受けた日から起算して7日以内(休日を含まない。)に回答するものとする。

3 前項の有識者等で構成する委員会の設置及び運営については、別に定める。

(評定結果等の公表)

第7条 第2条 の規定により、評定結果を通知したときは、速やかに評定通知書を公表しなければならない。

2 第4条 の規定により、説明請求に対する回答を行ったときは、速やかに説明請求者の提出した書面及び回答を行った書面を公表しなければならない。

3 第6条 の規定により、再説明請求に対する回答を行ったときは、速やかに再説明請求者の提出した書面及び回答を行った書面を公表しなければならない。

4 前3項に基づく公表は、電子的媒体への掲載により行うものとする。

様式－1

〇〇 第 号

令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

西日本高速道路株式会社〇〇支社長

〇 〇 〇 〇

又は 西日本高速道路株式会社〇〇支社

〇〇事務所長

〇 〇 〇 〇

工事等成績評定通知書

貴社が受注した工事等について、請負工事等成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内に別添説明請求書により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 工事等名 〇〇〇〇工事(契約番号 000000)
- 工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
- しゅん功(完了)検査年月日 令和 〇年 〇月 〇日
- 工事種別 〇〇工事・●●工事【異種工種（「西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格」を複数求める工事）での発注の場合】
- 成績評定
評定点 〇 〇 点 項目別評定点は、別表1のとおり
(修正評定点 〇 〇 点 【評定点が修正された場合のみ】)
- 説明を求める場合の手続きの問い合わせ先
(支社契約工事の場合) ・ 〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
西日本高速道路株式会社〇〇支社 経理課(必要に応じて当該工事を担当する課等を記載する。)
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇(代)内線〇〇〇〇
(事務所契約工事の場合)・ 〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
西日本高速道路株式会社〇〇支社 〇〇事務所 総務担当(課)
TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇(代)内線〇〇〇〇

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9 点
	II. 品 質	／17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		／100.0 点
8. VE評価 ※1		点
9. 総合評価落札方式(減点のみ) ※2		点
評定点総合計 ※3		点

※1 VE適用工事のみ記載

※2 総合評価落札方式適用工事のみ記載

※3 VE適用工事または総合評価落札方式適用工事のみ記載

別表1【受注者が乙型共同企業体の場合】

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9 点
	II. 品 質	／17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		／100.0 点
8. VE評価 ※1		点
9. 総合評価落札方式(減点のみ) ※2		点
評定点総合計 ※3		点

※1 VE適用工事のみ記載

※2 総合評価落札方式適用工事のみ記載

※3 VE適用工事または総合評価落札方式適用工事のみ記載

※構成員・工事種別ごとの評定点については、「別表1[分担工事](●●建設㈱、工事種別：●●工事)」及び「別表1[分担工事](■建設㈱)、工事種別：●●工事」を添付しております。

別表1[分担工事](●●建設(株)、工事種別:●●工事)【受注者が乙型共同企業体の場合、構成員ごとに作成】

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9 点
	II. 品 質	／17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		／100.0 点
8. VE評価 ※1		点
9. 総合評価落札方式(減点のみ) ※2		点
評定点総合計 ※3		点

※1 VE適用工事のみ記載

※2 総合評価落札方式適用工事のみ記載

※3 VE適用工事または総合評価落札方式適用工事のみ記載

※4 工事等競争参加資格登録要領における工事資格審査の技術評価点数算定に用いる工事成績評定の評価点及び工事における総合評価落札方式の評価項目で求める工事成績評定点は、上表の評定点合計(もしくは評定点総合計)欄に記載する点数によるものとする

別表1－2（道路保全工事）

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 業務実施状況	I. 施工計画	／ 5 点
	II. 現場代理人	／ 5 点
	III. 関係機関協議	／ 4 点
	IV. 工程管理	／ 4 点
	V. 緊急時の体制	／ 4 点
	VI. 清掃等作業	／ 5 点
	VII. 植栽作業	／ 5 点
	VIII. 雪氷対策作業	／ 5 点
	IX. 交通事故復旧作業	／ 4 点
	X. 災害応急復旧作業	／ 4 点
	XI. 交通規制	／ 5 点
	XII. 事故発生状況	／ 10 点
2. 安全管理	I. 安全対策	／ 10 点
	II. 教育・訓練	／ 10 点
3. 業務貢献度(技術力)	I. 技術的提案、創意工夫	／ 5 点
	II. 表彰	／ 5 点
4. 出来形・品質	I. 出来栄え	／ 10 点
5. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		／100.0 点

別表1－3(施設保全工事)

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 業務実施状況	I. 施工計画	／ 5 点
	II. 現場代理人	／ 5 点
	III. 関係機関協議	／ 5 点
	IV. 工程管理	／ 5 点
	V. 緊急時の体制	／ 5 点
	VI. 清掃等作業	／ 10 点
	VII. 交通事故復旧作業	／ 10 点
	VIII. 交通規制	／ 5 点
	IX. 事故発生状況	／ 10 点
2. 安全管理	I. 安全対策	／ 10 点
	II. 教育・訓練	／ 10 点
3. 業務貢献度(技術力)	I. 技術的提案、創意工夫	／ 5 点
	II. 業務貢献度等	／ 5 点
4. 出来形・品質	I. 出来栄え	／ 10 点
5. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		／100.0 点

別表1－4(緑化資材リサイクル業務)

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 業務実施状況	I. 現場代理人(現場運営)	／ 7点
	II. 現場代理人(関連業務調整)	／ 8点
	III. 作業管理状況	／ 12点
2. 安全管理	I. 安全対策(創意工夫)	／ 4点
	II. 安全対策(教育・訓練)	／ 4点
3. 業務貢献度(技術力)	I. 技術的提案	／ 10点
4. 品質	I. 緑化資材品質 (C／N)	／ 15点
	II. 緑化資材品質 (歩留り)	／ 15点
	III. 緑化資材品質 (製造期間)	／ 15点
	IV. 緑化資材完成製品管理状況	／ 10点
5. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		／100.0点

説明請求書

令和 年 月 日

殿

1. 説明請求者の住所氏名

〒〇〇〇—〇〇〇〇 県 市 町 〇〇

TEL

商号又は名称

代表者名

2. 説明請求の対象となる工事名

工事名 〇〇〇工事

契約番号 000000

3. 不服のある事項

4. 3の主張の根拠となる事項

〇〇 第 号
令和 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

西日本高速道路株式会社〇〇支社長
〇 〇 〇 〇
又は 西日本高速道路株式会社〇〇支社
〇〇事務所長
〇 〇 〇 〇

工事等成績評定に係る説明書(回答)

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。本説明書に疑問があるときは、当職(注:事務所長からの場合は、「西日本高速道路株式会社〇〇支社長」と記載する。)に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して7日(「休日」を含まない。)以内に別添再説明請求書により、再説明を求めることができます。なお、再説明は〇〇委員会【各支社で活用する委員会名を記載する】の審議を経た上で行います。

疑問に対する再説明は、書面により回答いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇 工 事(契約番号 000000)

2. 疑問に対する回答

3. 再説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先

・ 〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

西日本高速道路株式会社〇〇支社 経理課

(必要に応じて当該工事を担当する課等を記載する。)

TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇(代) 内線〇〇〇〇

再説明請求書

令和 年 月 日

殿

1. 再説明請求者の住所氏名

〒〇〇〇—〇〇〇〇 県 市 町 〇〇

TEL

商号又は名称

代表者名

2. 再説明請求の対象となる工事名

工事名 〇〇〇工事

契約番号 000000

3. 不服のある事項

4. 3の主張の根拠となる事項

様式－5

〇〇 第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

西日本高速道路株式会社〇〇支社長

〇 〇 〇 〇

工事等成績評定に係る再説明書(回答)

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工 事 名 〇〇〇〇 工 事 (契約番号 000000)

2. 疑問に対する回答

✱13

※1 1～3の評定(65点±加減点合計) + 4,5,6の評定(加点合計) = 評定点 各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。

※2 評定点計は、上記評定点に各評定者の所持比率を乗じて加算し、小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで記入する。

※3 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目であり、加点評価のみとする。

※4 創意工夫の評定は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※5 社会性等の評価は、地域への貢献等の観点から加点評価のみとする。

※6 法令遵守等の評価は、口頭注意、文書警告及び入札参加資格停止等の措置内容から減点評価のみとする。

※7 VE評価はVE適用工事のみ評価を行こととし、提案への評価から加点評価のみとする。

※8 考查項目ごとの採点は、主任補助監督員は別紙-1-1～別紙-1-6、監督員は別紙-2-1～別紙-2-9、主任検査員は別紙-3-1～別紙-3-24によるものとし、主任検査員の評価に先立ち、主任補助監督員・監督員が記入する。

※9 総合評価落札方式の履行状況は、1つの評価項目(施工計画等)の中で提出された提案項目のうち、実施されていないと判断される場合に減点するものとする。その場合の判断基準は、当該工事において落札者が提示した技術提案による効果と、履行の状況を総合的に勘案したうえで、実施されていないと判断される場合に減点措置を行うものとする。

※10 評定点合計は、小数第1位を四捨五入することにより整数とする。

※11 所見(各考查項目の評価のうち、特筆すべき事項等)は必ず記載する。

※12 「7.法令遵守等」で、減点がある場合は記載する。

※13 成績評定通知の工事種別とする。

【工事種別:●●工事】(乙型共同企業体の場合は各々の受注者名を記載) ※11

工 事 名							契約金額(最終)													
受注者名						工 期	令和 年 月 日 ～ 平成 年 月 日							完成年月日		令和 年 月 日				
考 査 項 目		監 督 員 ①					監 督 員 ②							主任検査員						
		氏名					氏名							氏名						
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	I.施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0														
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0														
2.施工状況	I.施 工 管 理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.0
	II.工 程 管 理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15.0							
	III.安 全 対 策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15.0							
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0														
3.出来形 及び 出来ばえ	I.出 来 形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	II.品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	III.出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	
4.工事特性	I.施工条件への対応 ※3						+(20)				0									
5.創意工夫	I.創意工夫 ※4	+ (7)		0																
6.社会性等	I.地域への貢献等 ※5						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± . 点					± . 点							± . 点						
評定点(65±加減点合計)※1		① . 点					② . 点							③ . 点						
評 定 点 計 ※2		点 (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) = 点																		
7.法 令 遵 守 等 ※6		- 点※10																		
評 定 点 合 計 ※8		点 ○7.評定点計(点)-8.法令遵守等(点) = 点																		
所 見 ※9		(主任補助監督員)					(監 督 員)							(主任検査員)						

※1 1～3の評定(65点±加減点合計) + 4,5,6の評定(加減点合計) = 評定点 各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。

※2 評定点計は、上記評定点に各評定者の持分比率を乗じて加算し、小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで記入する。

※3 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目であり、加
点評価のみとする。

※4 創意工夫の評定は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※5 社会性等の評価は、地域への貢献等の観点から加点評価のみとする。

※6 法令遵守等の評価は、口頭注意、文書警告及び入札参加資格停止等の措置内容から減点評価のみとする。

※7 審査項目ごとの採点は、主任補助監督員は別紙-1-1～別紙-1-6、監督員は別紙-2-1～別紙-2-9、主任検査員は別紙-3-1～別紙-3-24によるものとし、主任検査員の評価に先立ち、主任補助監督員・監督員が記入する。

※8 評定点合計は、小数第1位を四捨五入することにより整数とする。

※9 所見(各審査項目の評価のうち、特筆すべき事項等)は必ず記載する。

※10 「7.法令遵守等」で、減点がある場合は記載する。

※11 成績評定通知の工事種別とする。

項目別評定点算出表(支社発注工事・しゅん功評定)

項 目	細 別	①主任補助監督員	②監督員	③主任検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I.施工体制一般	()×0.4+2.9= 点			/3.3 点	
	II.配置技術者	()×0.4+2.9= 点			/4.1 点	
2. 施工状況	I.施工管理	()×0.4+2.9= 点		()×0.4+6.5= 点	/13.0 点	
	II.工程管理	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.2= 点		/8.1 点	
	III.安全対策	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.3= 点		/8.8 点	
	IV.対外関係	()×0.4+2.9= 点			/3.7 点	
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形	()×0.4+2.8= 点		()×0.4+6.5= 点	/14.9 点	
	II.品質	()×0.4+2.9= 点		()×0.4+6.5= 点	/17.4 点	
	III.出来ばえ			()×0.4+6.5= 点	/8.5 点	
4. 工事特性	I.施工条件等への対応		()×0.2+3.3= 点		/7.3 点	
5. 創意工夫	I.創意工夫	()×0.4+2.9= 点			/5.7 点	
6. 社会性等	I.地域への貢献等		()×0.2+3.2= 点		/5.2 点	
7. 法令遵守等			()×1.0= 点			
評定点合計 (評定者別評定点)		(点)	(点)	(点)	/100 点	
8. VE 評価			点			
9. 総合評価落札方式履行状況			点			
評定点総合計					点	

※得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

項目別評定点算出表(事務所発注工事・しゅん功評定)

項 目	細 別	①監督員①	②監督員②	③主任検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I.施工体制一般	()×0.4+2.9= 点			/3.3 点	
	II.配置技術者	()×0.4+2.9= 点			/4.1 点	
2. 施工状況	I.施工管理	()×0.4+2.9= 点		()×0.4+6.5= 点	/13.0 点	
	II.工程管理	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.2= 点		/8.1 点	
	III.安全対策	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.3= 点		/8.8 点	
	IV.対外関係	()×0.4+2.9= 点			/3.7 点	
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形	()×0.4+2.8= 点		()×0.4+6.5= 点	/14.9 点	
	II.品質	()×0.4+2.9= 点		()×0.4+6.5= 点	/17.4 点	
	III.出来ばえ			()×0.4+6.5= 点	/8.5 点	
4. 工事特性	I.施工条件等への対応		()×0.2+3.3= 点		/7.3 点	
5. 創意工夫	I.創意工夫	()×0.4+2.9= 点			/5.7 点	
6. 社会性等	I.地域への貢献等		()×0.2+3.2= 点		/5.2 点	
7. 法令遵守等			()×1.0= 点			
評定点合計 (評定者別評定点)		(点)	(点)	(点)	/100 点	

※得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

しゅん 功 評 定 表
(支 社 発 注 工 事)

令和 年 月 日
事務所名: 事務所

工 事 名			
契 約 金 額	当初:	最終:	
工 期	当初:令和 年 月 日 最終:令和 年 月 日		
しゅん 功 年 月 日	令和 年 月 日		
しゅん 功 検 査 年 月 日	令和 年 月 日		
受 注 者 名			
現場代理人氏名			
主任(監理)技術者氏名			
検査責任者氏名	注6		
監督員所属・氏名	注6		
主任補助監督員所属・氏名	注6		
主任検査員所属・氏名	注6		
① 主任補助監督員評定点	点		
② 監督員評定点	点		
③ 主任検査員評定点	点		
④ 法令遵守等	点		
⑤ VE評定点	点		
⑥ 総合評価落札方式履行状況	点		
⑦ 評定点合計	点		

注1)主任補助監督員、監督員、主任検査員の評定点は小数第1位(小数第2位を四捨五入)までとする。
注2)評定点合計は、小数第1位を四捨五入することにより整数とする。
注3)④法令遵守等、⑤VE評定点及び⑥総合評価落札方式 履行状況は、監督員が記入する。
注4)一部しゅん功の場合は、監督員、主任補助監督員及び主任検査員が各々評定を行い、しゅん功検査の資料として評定点算出表等を作成するが、この評定表は作成しない。
注5)一部しゅん功後のしゅん功検査は、一部しゅん功検査で作成した資料を参考に、監督員、主任補助監督員及び主任検査員が各々改めて評定を行う。
注6)評定確認システム等電子によらない場合は押印必要。

しゅん 功 評 定 表
(事 務 所 発 注 工 事)

令和 年 月 日
事務所名: 事務所

工 事 名			
契 約 金 額	当初:	最終:	
工 期	当初:令和 年 月 日 最終:令和 年 月 日		
しゅん 功 年 月 日	令和 年 月 日		
しゅん 功 検 査 年 月 日	令和 年 月 日		
受 注 者 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主任(監理)技術者氏名			
検 査 責 任 者 氏 名	注 6		
監 督 員 所 属 ・ 氏 名	注 6		
主任検査員所属・氏名	注 6		
① 監 督 員 ① 評 定 点	点		
② 監 督 員 ② 評 定 点	点		
③ 主 任 検 査 員 評 定 点	点		
④ 法 令 遵 守 等	点		
⑤ 評 定 点 合 計	点		

注1) 監督員、主任検査員の評定点は小数第1位(小数第2位を四捨五入)までとする。
注2) 評定点合計は、小数第1位を四捨五入することにより整数とする。
注3) ③法令遵守等は、監督員が記入する。
注4) 一部しゅん功の場合は、監督員及び主任検査員が各々評定を行い、しゅん功検査の資料として評定点算出表等を作成するが、この評定表は作成しない。
注5) 一部しゅん功後のしゅん功検査は、一部しゅん功検査で作成した資料を参考に、監督員及び主任検査員が各々改めて評定を行う。
注6) 評定確認システム等電子によらない場合は押印必要。

完了評定表
(道路保全工事)

令和 年 月 日
支社 事務所

維持修繕作業名		検査担当者	※4
受注者名		技術審査担当	※4
現場代理人名		監督員(検査員)	※4
履行期間		主任補助監督員	※4

評価項目	細 目 ／配点	細目 の評点	評価項目の 評点	【参考】業績評価結果	
				細目の評点	評価項目の 評点
業務実施状況	施工計画 / 5.0 点				
	現場代理人 / 5.0 点				
	関係機関協議 / 4.0 点				
	工程管理 / 4.0 点				
	緊急時体制 / 4.0 点				
	清掃作業 / 5.0 点				
	植栽作業 / 5.0 点				
	雪氷対策作業 / 5.0 点				
	交通事故復旧作業 / 4.0 点				
	災害応急復旧作業 / 4.0 点				
	交通規制 / 5.0 点				
	事故発生状況 / 10.0 点				
安全管理	安全対策 / 10.0 点				
	教育・訓練 / 10.0 点				
技術力 (業務貢献度)	技術的提案、創意工夫 / 5.0 点				
	表彰 / 5.0 点				
出来形・品質	出来栄え / 10.0 点				
評 定 点 / 100.0 点					
法令遵守等	(減点のみ)				
評 定 点 合 計					

特記事項	
------	--

※1 事務所単独業務の場合は、検査担当者及び技術審査担当の署名・押印を行う。
※2 複数事務所にまたがる業務の場合は、検査担当者及び技術審査担当の署名・押印は行わず完了評定表(集計)に署名・押印を行う。
※3 法令遵守等の評価は、別紙-2「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」に基づき監督員が行う。
※4 評定確認システム等電子によらない場合は押印必要。

完了評定表
(施設保全工事)

令和 年 月 日
支社 事務所

維持修繕作業名		検査担当者	※4
受注者名		技術審査担当	※4
現場代理人名		監督員(検査員)	※4
履行期間		主任補助監督員	※4

評価項目	細 目 ／配点	細目 の評点	評価項目の 評点	【参考】業績評価結果	
				細目の評点	評価項目の 評点
業務実施状況	施工計画 / 5.0 点				
	現場代理人 / 5.0 点				
	関係機関協議 / 5.0 点				
	工程管理 / 5.0 点				
	緊急時体制 / 5.0 点				
	清掃作業 / 10.0 点				
	交通事故復旧作業 / 10.0 点				
	交通規制 / 5.0 点				
	事故発生状況 / 10.0 点				
安全管理	安全対策 / 10.0 点				
	教育・訓練 / 10.0 点				
技術力 (業務貢献度)	技術的提案、創意工夫 / 5.0 点				
	業務貢献等 / 5.0 点				
出来形・品質	出来栄え / 10.0 点				
評 定 点 / 100.0 点					
法令遵守等	(減点のみ)				
評 定 点 合 計					

特記事項	
------	--

※1 事務所単独業務の場合は、検査担当者及び技術審査担当の署名・押印を行う。
※2 複数事務所にまたがる業務の場合は、検査担当者及び技術審査担当の署名・押印は行わず完了評定表(集計)に署名・押印を行う。
※3 法令遵守等の評価は、別紙－2「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」に基づき監督員が行う。
※4 評定確認システム等電子によらない場合は押印必要。

完了評定表
(緑化資材リサイクル業務)

令和 年 月 日
支社 事務所

維持修繕作業名		検査担当者	※4
受注者名		技術審査担当	※4
現場代理人名		監督員(検査員)	※4
履行期間		主任補助監督員	※4

評価項目	細 目 ／配点	細目 の評点	評価項目の 評点	【参考】業績評価結果	
				細目の評点	評価項目の 評点
業務実施状況	I. 現場代理人(現場運営) / 7.0 点				
	II. 現場代理人(関連業務調整) / 8.0 点				
	III. 作業管理状況 / 12.0 点				
安全管理	I. 安全対策(創意工夫) / 4.0 点				
	II. 安全対策(教育・訓練) / 4.0 点				
業務貢献度 (技術力)	I. 技術的提案 / 10.0 点				
品質	I. 緑化資材品質 (C/N) / 15.0 点				
	II. 緑化資材品質 (歩留り) / 15.0 点				
	III. 緑化資材品質 (製造期間) / 15.0 点				
	IV. 緑化資材完成製品管理状況 / 10.0 点				
評 定 点/ 100.0 点					
法令遵守等	(減点のみ)				
評 定 点 合 計					

特記事項	
------	--

※1 事務所単独業務の場合は、検査担当者及び技術審査担当の署名・押印を行う。
※2 複数事務所にまたがる業務の場合は、検査担当者及び技術審査担当の署名・押印は行わず完了評定表(集計)に署名・押印を行う。
※3 法令遵守等の評価は、別紙－2「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」に基づき監督員が行う。
※4 評定確認システム等電子によらない場合は押印必要。

考 査 項 目 別 運 用 表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。(主任補助監督員用)

項目	細別	□a	□b	□c	□d	□e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
1.施工体制	Ⅰ 施 工 体 制 一 般	●評価対象項目 □ 契約締結の 14 日以内に、契約工程表又は請負代金内訳書が提出している。(工程表:総価単価契約、請負代金内訳書:創価契約) □ 作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体制図に明確に記載している。 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指摘事項が無い。 □ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 □ 元請が下請の作業成果を検査している。 □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □ 機械設備、電機設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 □ その他 内容: _____ 理由: _____			施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□a	□b	□c	□d	□e
		評価値が 90%以上	評価値が 80%以上 90%未満	80%未満	上記に該当	上記に該当
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 ÷ () 対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。				
	Ⅱ . 配 置 技 術 者 (現 場 代 理 人 等)	●評価対象項目 [全体を評価する項目] □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指摘事項が無い。 □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 [現場代理人を評価する項目] □ 現場代理人として、工事全体を把握している。 □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなど必要な対応を行っている。 □ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 [監理(主任)技術者を評価する項目] □ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □ 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □ 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □ 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □ その他 内容: _____ 理由: _____			配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□a	□b	□c	□d	□e
		評価値が 90%以上	評価値が 80%以上 90%未満	80%未満	上記に該当	上記に該当
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 ÷ () 対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。				

考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任補助監督員用)

項目	細別	□a	□b	□c	□d	□e		
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	●評価対象項目 □ 契約書18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、監督員等の確認を受けて施工を行っている。 □ 施工計画書と現場施工方法が一致している。 □ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。 □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ 工事材料の品質に影響が無いよう保管されている。 □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 □ 検査及び立会いの手続きが事前になされている。 □ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。 □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の機械及び車両を使用している。 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指摘事項が無い。 □ その他 内容: _____ 理由: _____					施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□a	□b	□c	□d	□e		
		評価値が 90%以上	評価値が 80%以上 90%未満	80%未満	上記に該当	上記に該当		
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数／()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。						
	Ⅱ.工程管理	●評価対象項目 □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理をしている。 □ 時間制限・片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 □ 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。 □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ 共通仕様書に基づく夜間、土曜、日曜、祝日(振替休日を含む)及び年末年始における休日の確保を行っている。 □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。 □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指摘事項が無い。 □ 現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □ その他 (※4 週 8 休を確保した場合は、その他の項目において評価する。ただし、R7.7 以降に公告する工事は評価しない。) 内容: _____ 理由: _____					工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□a	□b	□c	□d	□e		
		評価値が 90%以上	評価値が 80%以上 90%未満	80%未満	上記に該当	上記に該当		
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数／()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。						

考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任補助監督員用)

項目	細別	□a	□b	□c	□d	□e		
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	●評価対象項目 □ 安全協議会等を設置し、活動記録が整備されている。 □ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 □ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告している。 □ 安全教育・訓練等を半日／月以上実施している。 □ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。 □ 日々の現場管理で事前に危険等を察知し、適切な予防措置がなされている。 □ 過積載防止に取り組んでいる。 □ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。 □ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 □ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 □ 工事現場における保安施設等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指摘事項が無い。 □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ その他 内容：_____ 理由：_____					安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った	安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		□a	□b	□c	□d	□e		
		評価値が 90%以上	評価値が 80%以上 90%未満	80%未満	上記に該当	上記に該当		
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数／()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。						
		Ⅳ.対外関係	●評価対象項目 □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指摘事項が無い。 □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ その他 内容：_____ 理由：_____			対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。		対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	□a		□b	□c	□d	□e		
	評価値が 90%以上		評価値が 80%以上 90%未満	80%未満	上記に該当	上記に該当		
	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数／()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。							

考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任補助監督員用)

項目	細別	□a	□b	□c	□d	□e
3. 出来形及び出来ばえ I .出来形	下記以外	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は別紙4参照 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
	建築工事	□a	□b	□c	□d	□e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		☐ 承諾図及び施工図等において、出来形又は製品の形状・寸法が設計図書を満足している。 ☐ 承諾図及び施工図等において、出来形又は製品の機能が設計図書を満足している。 ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ 出来形測定において不可視部分の出来形を写真で撮影している。 ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ その他 理由：_____			出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
前記工事を除く施設工事	☐ 承諾図及び施工図等において、出来形又は製品の形状・寸法が設計図書を満足している。 ☐ 承諾図及び施工図等において、出来形又は製品の機能が設計図書を満足している。 ☐ 現場における出来形又は設備全体としての運転性能が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ 出来形測定において不可視部分の出来形を写真で撮影している。 ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ その他 理由：_____					
	□a	□b	□c	□d	□e	
			評価値が 90%以上	評価値が 80%以上 90%未満	他の評価に該当しない	上記に該当
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数／()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。						

考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任補助監督員用)

項目	細別	□a	□b	□c	□d	□e
3. 出来形及び出来ばえ II.品質	下記以外	品質の測定が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。	品質の測定が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。	品質の測定が測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		※ ばらつきの判断は別紙4参照 ① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「施工管理要領」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。				
	建築工事	□a	□b	□c	□d	□e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		[躯体工事] □ 品質管理の方法が明確であり、品質管理結果が適切に記録されている。 □ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 [仕上工事] □ 品質管理の方法が明確であり、品質管理結果が適切に記録されている。 □ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 [設備工事] □ 機器・材料の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。ただし、JISによるものは証明書を省略できるものとする。 □ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。 □ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 □ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 □ その他 理由：_____				品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
前記工事を除く施設工事		□ 品質管理の方法が明確であり、品質管理結果が適切に記録されている。 □ 機器・材料の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。ただし、JIS及び電気用品取締法施行令によるものは、証明書を省略できるものとする。 □ 設備の機能が設計図書等との適正が確認でき、その機能の証明書が整備されている。 □ 設備全体としての運転性能(工場及び現地試験結果)がよく、所定の能力を満足している。 □ 完成図書において、設備の機能(性能)が容易に判別できる資料等が整備されている。 □ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。 □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ その他 理由：_____				
	□a	□b	□c	□d	□e	
	評価値が90%以上	評価値が80%以上90%未満	他の評価に該当しない	上記に該当	上記に該当	
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数／()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。						

(主任補助監督員用)

※2. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(監督員用)

項目	細別	□a	□b	□c	□d	□e
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない場合	やや劣っている。	劣っている
		☐ 災害復旧工事、工事用地等の確保及び施工条件の変更など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 関係官公庁及び地元との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切におこなったことにより、夜間、土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）及び年末年始における工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。（※4週8休を確保した場合は、工程管理に係る積極的な取組を評価する。ただし、R7.7以降に公告する工事は評価しない。） ☐ 【R7.7以降に公告する工事は評価しない】 現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。（工程管理に係る積極的な取組と重複評価する。） ☐ 【R7.6以前に公告した工事は評価しない】 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。 ☐ 工程管理を積極的に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____ ※上記該当項目を総合的に判断して、a,b,c,d,e 評価を行う			工程管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	工程管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		Ⅲ. 安全管理	□a	□b	□c	□d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない場合	やや劣っている。	劣っている
		☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____ ※上記該当項目を総合的に判断して、a,b,c,d,e 評価を行う			安全管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	安全管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考 査 項 目 別 運 用 表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(監督員用)

項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4.工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.構造物固有の難しさへの対応 ☐ 4.その他 内容: _____ 理由: _____ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1.について) ・切土・盛土の土工量:切土・盛土工:50 万m3<V・ケ-ツン:1 基当たりの底面積 100 m²以上・掘削深度 30m 以上・トンネル 3 車線以上の大断面トンネル、非常駐車帯等を含む長大(概ね 2.0km 以上)トンネル・橋梁下部工:高さ 30m<H・橋梁上部工:最大支間長 100m<L・半地下構造 深さ 10m<H・駐車台数 250 台以上の休憩施設のお手洗いの新築・水噴霧設備を含むトンネル非常用設備の設置・特別高圧の受配電設備の設置・交通管制中央局設備又は施設制御中央局設備の設置・集じん機を含むトンネル換気設備の設置 (2.について) ・運用中の既設設備機能を確保しながら施工を行った工事・既設施設と新設施設の機能拡充又は構造の拡充を行った工事・既設橋と新設橋の一体拡幅又は、既設トンネルにおける断面拡幅工事等・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事 (3.について) ・特殊型式の橋梁工事(アーチ橋、斜長橋、吊橋等)・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 (4.について) ・その他、新工法又は新技術の適用など技術固有の難しさへの対応が必要である工事・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事・その他、新技術、新工法の適用など技術固有の難しさへの対応が必要である工事・その他、コンピューターシミュレーション等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等・VE提案された工法等が高度技術として評価できる場合
		Ⅱ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応 ☐ 5.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 6.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 7.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 8.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 9.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 10.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 11.その他 内容: _____ 理由: _____ ※上記の対応事項に一つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(5.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (7.について) ・市街地での夜間工事。・DID 地区での工事。 (8.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。・日断面交通量が概ね1万台以上の道路で車線の切り回しを行った工事・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (9.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (10.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (11.について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

考 査 項 目 別 運 用 表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(監督員用)

項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4.工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 12.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 13.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 14.急峻な地形での工事 ☐ 15.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 16.その他 内容: _____ 理由: _____ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば 5 点の加点とする。	(12.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (13.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事 (14.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 (15.について) ・国立公園内での工事。またはイヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ安全確保への対応 ☐ 17. 24カ月以上の契約工期で事故が無く完成した場合、5 点の加点とする。 ☐ 18.24 カ月未満の契約工期で事故が無く完成した場合、2.5 点の加点とする。	(17.18 について) ・「7.法令遵守等」の措置が発生した場合、加点しない。

※ 工事特性は原則として、最大 20 点の加点評価とする。

※ 評価にあたっては、主任補助監督員等の意見も参考に評価する。

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(監督員用)

項目	細別	□a	□ a’	□b	□ b’	□c
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
6.社会性等	I . 地域 への 貢献等	☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ (河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。または、国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。) ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動に積極的に協力した。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ CO2 排出削減に資する高炉セメント B 種又はフライアッシュセメント B 種を設計図書に規定するコンクリートの種別毎に任意で利用できるセメントの場合において積極的に使用した。(使用可能数量において、当該セメントを 50%以上使用した場合) ☐ その他 内容: _____ 理由: _____ ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a’、b、b’,c評価を行う。				

考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(監督員用)

考査項目		法令順守等の該当項目一覧表	
7.法令遵守		措置内容	点数
	☐	1. 入札参加資格停止3ヶ月以上	－20点
	☐	2. 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点
	☐	3. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点
	☐	4. 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	－10点
	☐	5. 文書警告	－ 8点 (－6点)※
	☐	6. 口頭注意	－ 5点 (－3点)※
	☐	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (もらい事故や交通事故は含まない。)	－ 3点 (－1点)※
	☐	8. 工事関係者事故または公衆災害は発生していないが、法令違反があり、口頭注意以上の処分がなかった場合	－1点(0点)※
	☐	9. その他 理由: ()	－ 点
		☐ 10. 項目該当なし	
① 本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適用理由で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、10. 総合評価落札方式 履行状況の項目で減ずる措置を行う。 ⑤ 複数の措置内容が存在する場合は、各措置内容に応じた入札参加資格停止月数を加算して、加算した月数に応じた点数で評価する。なお、短期加重措置に基づく措置内容を適用した場合は、当該措置(短期加重措置を含む)内容を反映して加算した点数で評価する。ただし、上表に示す措置内容 5～9 までに該当する措置は加算せず、上位の措置内容で評価する。 ⑥ 上記 1～6 の措置は、入札参加資格停止等事務処理要領により措置したものをいう。 ※ 上表 5～9 の措置後、18 ヶ月以上事故等の措置事項が無い場合は、()内の点数とする。ただし、上表の措置事項が2回以上発生した場合は除く。 ⑦ CCUS 義務化モデル工事において、平均登録事業者率、平均登録技能者率、平均就業履歴蓄積率のいずれかの項目で最低基準をした回った場合は、「9.その他」で1点減点する。 〔上記で評価する場合の適用事例〕 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 一次下請業者が、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条、・厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条、・雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第7条の規定のいずれかの届出の義務を履行しなかった。(当該届出の義務がない者を除く。なお、平成26年 8 月 1 日以降入札公告した工事に限る。) 8. 施工計画書と現場施工方法が相違し、法令違反が確認された。 9. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 10. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 11. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 12. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 13. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 14. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。			

考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(監督員用)

	15. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 16. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 17. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員等から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった
--	--

審査項目別運用表

[VE提案標準基準]

(監督員用)

VE提案に係る評価項目		着目点	評価		
共通 審査項目	発注者の主旨の理解度	発注者のニーズを理解した的確な提案である 等	a	b	c
	提案の独創性	新技術・新工法の採用、提案内容の創意工夫 等	a	b	c
	施工計画	安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性、施工期間の短縮、提案資料等の充実 等	a	b	c
	コスト低減効果	提案工種におけるコスト削減効果 等	a	b	c
	社会的ニーズへの配慮	環境対策、リサイクルへの取り組み 等	a	b	c
	技術の展開性	今後の類似工事への適用、大きな技術的波及効果 等	a	b	c
個別審査項目		(具体的に記入)	a	b	c
評価 結果	提出されたVE提案に関して、提案の独創性・コスト低減効果等を各審査項目から総合的に評価するものとする。				
	優	・ 審査項目にa判定が2つ以上ある。			
		・ 審査項目にa判定が1つあり、かつb判定が3つ以上ある。			
		・ 審査項目にa判定が1つあり、かつb判定が2つ以下の場合にも、コスト低減効果の判定がaの場合は、「優」と判定してもよい。			
	良	・ 審査項目にa判定が1つあり、かつb判定が2つ以下である。			
		・ 審査項目にb判定が2つ以上あり、かつ、a判定がない。			
	可	・ 審査項目にa判定、若しくはb判定がない。			

注1) 評価は、VE提案の審査及び各審査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評価を行う。

注2) 個別審査項目は、工事毎に提案内容に応じて設定する。

注3) 審査項目におけるa, b, c評価の判定基準は、『a:とても優れている』、『b:優れている』、『c:普通』とする。

注4) 該当する審査項目等を評価対象とし評価する。

審査項目別運用表

[VE提案標準基準]

(監督員用)

施工状況等に係る評価項目		着目点	評 価		
施工状況	提案通りの施工が行われたか		a	b	c
	提案部分に係る工程管理が適切であったか				
	品質確保対策、安全対策等は十分であったか				
	提案に係る工事記録等が適切に整理されているか、等				
施工プロセス	提案に関して監督員等との意思疎通は十分であったか		a	b	c
	提案に起因した事故等、問題発生の有無				
	問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか、等				
出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか		a	b	c
	提案部分の品質のばらつきは小さいか				
	提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか、等				
性能の発揮	提案通りの性能が得られたか		a	b	c
(所見記入欄)					
評 定 結 果	採用され実施したVE提案に関して、施工状況・施工プロセス等を各考查項目から総合的に評価するものとする。				
	A	・ 考查項目にa判定が1つ以上あり、かつC判定がない。			
	B	・ 考查項目にb判定が1つ以上あり、かつC判定がない。			
	C	・ 考查項目にC判定が1つ以上ある。			

注1) 評価は、VE提案の審査及び各審査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評価を行う。

注2) 所見については、VE提案等に係る部分に着目し記入する。

注3) 審査項目におけるa, b, c評価の判定基準は、『a:優れている』、『b:満たしている』、『c:満たされていない』とする。

注4) 該当する審査項目等を評価対象とし評価する。

審査項目別運用表

[VE提案標準基準]

(監督員用)

VE提案評価	VE提案実施状況評価	提案及び実施状況に係る 総合評価	適 用
優	A	3点	提案がとても優れており、実施状況も優れている。
	B	3点	提案がとても優れており、実施状況が提案内容を満たしている。
	C	2点	提案はとても優れているが、実施状況が提案を満たされていない。
良	A	3点	提案は優れており、実施状況も優れている。
	B	2点	提案は優れており、実施状況が提案内容を満たしている。
	C	1点	提案は優れているが、実施状況が提案を満たされていない。
可	A	2点	提案は普通であるが、実施状況が優れている。
	B	1点	提案は普通であり、実施状況が提案内容を満たしている。
	C	1点	提案は普通であるが、実施状況が提案を満たされていない。
	--	0点	提案された内容が評価に値せず採用しなかった場合。
--	--	0点	提案がされなかった場合。

注1) VE評価は、VE提案に係る評価とVE提案の実施状況に係る評価とを総合的に判断し、4段階に評定を行う。

考査項目別運用表

[総合評価落札方式 履行状況] (監督員用)

考查項目	評価項目			対象 ※1	細目※3	技術提案※4	履行 確認※5	減点※6	標準減点 ※7
10. 総合評価 落札方式	企業 の基礎的 な技術力	施工体制		登録基幹技能者等の配置	☐				-3 点
				若手(35 歳以下)又は女性技術者(年齢問 わず)の配置	☐				-3 点
				CCUS(建設キャリアアップシステム)の活用	☐				-3 点
	企業 の高度な技術力	技術提案	総合的なコスト	ライフサイクルコスト	☐				-5 点
				その他	☐				-5 点
		社会要請	性能強度等	性能・機能	☐				-5 点
			環境の維持	☐				-5 点	
			交通の確保	☐				-5 点	
			特別な安全対策	☐				-5 点	
			省資源・リサイクル	☐				-5 点	
		施工計画	個別課題に係わる具体的な施工計画	☐				-5 点	
		情報化施工等の活用	MC 又は MG の活用実績、CIM 又は3 DCADの活用、ICT 土工の活用、生産性向 上技術の活用	☐				-3 点	
性会社・性頼信	働き方改革への取組み	建設シニアの活用及び若手技術者の配置	☐				-3 点		
		現場業務の支援	☐				-3 点		
		勤務間インターバル制度の導入	☐				-3 点		
	社会貢献度	カーボンニュートラルの取組み	☐				-3 点		
	地域貢献度	建設資材の購入予定	☐				-3 点		
		下請負人の使用予定	☐				-3 点		
	NEXCO 西日本貢献度	災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の 協力実績	☐				-3 点		
合計									点

※1 対象にチェックを入れる。なお、履行・不履行に係わらずすべての項目を記載する。
※2 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合、減点の措置を行う。基本的に「施工体制」や「技術提案」等のそれぞれの評価項目ごとに設定する。なお、評価項目を複数求めた場合に設定するペナルティは最大 15 点まで減点の対象とする。
※3 評価項目毎に細目がある場合記載する。
※4 技術提案は、内容が分かるように要点を記載するものとする。
※5 履行された場合は”○”、履行されなかった場合は”×”を記載するものとする
※6 細目※3 に対して、複数の技術提案のうち一部が履行されなかった場合、履行されなかった技術提案数を全技術提案数で除した数を、標準減点に乘以算出するものとする（小数点以下切上げ）
※7 設定した項目数、配点により適宜設定する。

考査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。(主任検査員用)

項目	細別	□a	□b	□c	□d	□e
2.施工状況	I.施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない場合	やや劣っている。	劣っている
		☐ 契約書18条第一項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 検査及び立会いの手続きが事前になされている。 ☐ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ その他			施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		内容: _____				
		理由: _____				
		□a	□b	□c	□d	□e
該当項目が90%以上	該当項目が80%～90%	80%未満	上記に該当	上記に該当		
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数／()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。						

考 査 項 目 別 運 用 表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任検査員用)

項目・細別		□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	下記以外	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50% 以内で、下記の「評定対象項目」の 5 項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50% 以内で、下記の「評定対象項目」の 3 項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80% 以内で、下記の「評定対象項目」の 3 項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80% 以内で、下記の「評定対象項目」の 2 項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ その他 内容：_____ 理由：_____						
	施設工事のうち建築工事	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		□ 承諾図及び施工図等において、出来形又は製品の形状・寸法が設計図書を満足している。 □ 承諾図及び施工図等において、出来形又は製品の機能が設計図書を満足している。 □ 出来形測定において不可視部分の出来形を写真で撮影している。 □ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ 出来形の管理方法を工夫している。 □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	施設工事のうち建築工事を除く	□ 承諾図及び施工図等において、出来形又は製品の形状・寸法が設計図書を満足している。 □ 承諾図及び施工図等において、出来形又は製品の機能が設計図書を満足している。 □ 現場における出来形又は設備全体としての運転性能が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 出来形測定において不可視部分の出来形を写真で撮影している。 □ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ 出来形の管理方法を工夫している。 □ その他 内容：_____ 理由：_____						
		□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e
		該当項目が 90%以上	該当項目が 80%～90%	該当項目が 70%～80%	該当項目が 60%～70%	該当項目が 60%未満	上記に該当	上記に該当
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数／()対象評価項目数〔対象チェック総数〕 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。						

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																															
3. 出来形及び出来ばえ	土木工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		[コンクリート構造物] □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の規格が、ミルシート証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工(かぶり、ピッチ、溶接していないか等)が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 鉄筋の継手(ラップ長、圧接、機械継手等)を適切に施工しており、適切な時期に書類を提出していることが確認できる。 □ ジャンカ・砂すじ等が少なく、かつ適正に補修がなされ、セパレータの後処理も適切に行っていることが確認できる。 □ コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。 □ コンクリートの日常監理(管理図・試験頻度等)を適切に実施していることが確認できる。 □ 非破壊検査を適切に実施していることが確認できる。(基準試験・日常管理試験) □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																															
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	土木工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		[切土盛土工] ☐ 雨水による崩落が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 ☐ 段切り等が施工前に適切に行われている。 ☐ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ☐ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 構造物周辺の締め固め等の処理が適正に行っている。 ☐ のり面の転圧、整形が適正に行われ、法面に有害なクラックや損傷がない。 ☐ 法面に有害な亀裂が無い。 ☐ 削り取った土砂(表土)の施工が適正に行われている。 ☐ CBR 試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 ☐ RI計器の初期設定を適切に行っている。 ☐ 改良土の締め固め時期が適正に行われている。 ☐ 用・排水構造物の底部が滑らかで一様な勾配が保たれている。また、埋め戻し部も周辺地盤と同等以上の支持力があり、雨水による侵食がない。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ☐ 切土のり面(のり肩)のラウンディング処理を適正に実施している。 ☐ 軟弱地盤上の盛土において、動態観測が適切に行われている。 ☐ 構造物支持地盤の排水処理が適切に行われている。 ☐ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 路床は、ブルフローリング及びたわみ測定試験を適正に実施していることが確認できる。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e
3. 出来形及び出来ばえ 								

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																															
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	土木工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		[コンクリート又はモルタル吹付工関係] □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 □ 金網等の重ね幅が1目半以上確保されている。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ 水抜孔の施工が適正である。 □ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		[現場打ち法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)] □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ コンクリート打設時の強度等が確認できる。 □ 枠内に空隙がないことが確認できる。 □ 層間にはく離がないことが確認できる。 □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 □ 跳ね返り材料が適切に処理されている。 □ 打ち継ぎ目を横梁の中央部に設けており、継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

(主任検査員用)

項目

工種

□a

□a'

□b

□b'

□c

□d

□e

3. 出来形及び出来ばえ

II.品質

土木工事

品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照>
(関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験)
※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照

[切土補強土工関係]

☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 設計図書に基づき補強材一段ごとに切土、のり面工、補強材打設等の一連の作業を繰り返して施工していることが確認できる。設計図書に基づき施工時の日常管理試験を実施しており、使用する材料の品質が確認できる。

☐ アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 設計図書に基づき補強材一段ごとに切土、のり面工、補強材打設等の一連の作業を繰り返して施工していることが確認できる。

☐ 動態観測を設計図書に基づき実施しており、観測結果を的確に施工に反映されていることが確認できる。

☐ その他

内容: _____

理由: _____

[既成杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒等)]

☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。

☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。

☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。

☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 杭の現場溶接継手の施工及び品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。

☐ 鉄筋等の鋼材を直接地上に置くことなく、適当な間隔で支持して、倉庫内に貯蔵するか、又は屋外に置く場合には適当な覆いを施して貯蔵していることが確認できる。

☐ その他

内容: _____

理由: _____

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 [対象チェック総数]

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。

■ 評価基準

50%以下

80%以下

80%を超える

バラつきで判断不可能

90%以上

75%以上 90%未満

60%以上 75%未満

60%未満

a

a'

b

b'

a'

b

b'

c

b

c

c

c

評価値

90%以上

75%以上 90%未満

60%以上 75%未満

60%未満

a

a'

b

b'

a'

b

b'

c

b

c

c

c

注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e
3. 出来形及び出来ばえ 								

考 査 項 目 別 運 用 表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																														
3. 出来形及び出来ばえ II.品質	土木工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
	[地すべり対策工(抑止杭・集水井戸工事を含む)の評価対象項目] □ 水抜孔の施工が適正である。 □ コンクリート打設時の強度・スランプ・空気量等が確認できる。 □ 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 □ アンカー工が適正な管理下で施工されている。 □ アンカー受圧版が地盤と密着している。 □ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
	トンネル工事	□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 吹付けコンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 吹付けコンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが 15cm 以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 □ 吹付けコンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 □ 吹付け面が平滑に仕上がっていることが確認できる。 □ 金網の継ぎ目を 15cm 以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 □ 吹付けコンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 吹付けコンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが 15cm 以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 □ 吹付けコンクリート施工面の湧水処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 覆工コンクリートの脱型時期は適切に確保されていることが確認できる。 □ 覆工コンクリートの背面に空隙がないことが確認できる。 □ 横断排水工は路盤の湧水状況を確認し、適切に設置されていることが確認できる。 □ 切羽観察・計測管理の結果を適切に施工に反映していることが確認できる。 □ 資材の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ その他 内容: _____ 理由: _____																																				
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 ÷ ()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。						■ 評価基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評価値</th><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。

(主任検査員用)

項目

工種

3. 出来形及び出来ばえ

II. 品質

舗装工事

品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照>
(関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験)
※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照

[路床・路盤工関係]

□ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。

□ 設計図書に基づき、路盤準備工の材料試験、路盤準備工及びブルーローリングを実施していることが確認できる。

□ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。

□ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。

□ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を 20cm 以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。

□ 設計図書に基づき路盤の本施工時に日常管理試験を実施しており、路盤の品質(締固め度、たわみ)が確認できる。

□ その他
内容: _____

理由: _____

[アスファルト舗装工関係]

□ プラントにおける材料保管状況が良好である。

□ 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。

□ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。

□ プラント出荷時・現場到着時・舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。

□ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。

□ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。

□ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。

□ レキ青材散布が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。

□ レキ青材散布量が整理、記録されている。

□ 仕上がり厚さが設計図書に定められたとおりであることが確認できる。

□ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ 路面切削を適切に行っている。

□ その他
内容: _____

理由: _____

■ 評価基準

考查項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a’	□b	□b’	□c	□d	□e																															
3. 出来形及び出来ばえ II .品質	舗装工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		[床版防水工関係] □ 施工面の清掃を行っていることが確認できる。 □ 施工後の養生を行っていることが確認できる。 □ シート系防水材料の重ね合わせが確実に行われていることが確認できる。 □ 塗布系防水材料の湿度及び使用量の管理が確実に行われていることが確認できる。 □ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		[コンクリート舗装工関係] □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 材料が分離しないようにコンクリートを敷き均していることが確認できる。 □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないように保管していることが確認できる。 □ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝()評価数／()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a’	b	b	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’	60%以上 75%未満	b	b’	c	c	60%未満	b’	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a’	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a’	b	b’	b’																																		
	60%以上 75%未満	b	b’	c	c																																		
	60%未満	b’	c	c	c																																		

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																															
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	PC上部工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ☐ スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ☐ コンクリートの打継ぎ処理が適切に行われている。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ PC 鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ PC 鋼材、定着具の品質が適正であることが確認できる。 ☐ PC 材が適正に保管されている。 ☐ シース及びグラウトホースが適正に配置されている。 ☐ 支保工がプレストレス時の変形に対応した構造である。 ☐ プレグラウト PC 鋼材の樹脂硬化に関する計画を実施している。 ☐ プレグラウト PC 鋼材の緊張作業後、適切な後処理を行っている。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評価値</th><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

考查項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																															
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	PC 上部工 工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		[付属物関係] □ 橋梁付属物(支承・伸縮装置・排水装置・検査路)の保管が適切に行われている。 □ 橋梁付属物(支承・伸縮装置・排水装置・検査路)の品質が適正であることが確認できる。 □ 橋梁付属物の防錆処理が適切に行われている。 □ 伸縮装置の据付け時の遊間量が適正に管理されている。 □ 後打ちコンクリートの管理が適正に行われていることが確認できる。 □ アンカーの施工位置が適正である。 □ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
	鋼橋上部工 工事	[工場製作関係] □ 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり、溶接作業の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ 素地調整のプラスト処置後、2 時間以内に塗装していることが確認できる。なお、温度、湿度が管理されている屋内である場合は 4 時間以内であることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 □ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = ()評価数 / ()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><th rowspan="4">評価値</th><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

考查項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																															
3.出来形及び出来ばえ	鋼橋上部工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
II.品質		[架設関係] ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ☐ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ☐ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ☐ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ☐ 現場溶接の施工及び品質管理・検査が適正であることが確認できる。 ☐ キャンバー管理が実施され、適正な計画高であることが確認できる。 ☐ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 現場塗装時において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		[付属物関係] ☐ 橋梁付属物(支承・伸縮装置・排水装置・検査路)の保管が適切に行われている。 ☐ 橋梁付属物(支承・伸縮装置・排水装置・検査路)の品質が適正であることが確認できる。 ☐ 橋梁付属物の防錆処理が適切に行われている。 ☐ 支承の品質が適正であることが確認できる。 ☐ 伸縮装置の据付け時の遊間量が適正に管理されている。 ☐ 後打ちコンクリートの管理が適正に行われていることが確認できる。 ☐ アンカーの施工位置が適正である。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。																																							

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																													
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	塗装工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
		☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ クレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度等の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が品質規格証明書及び抜取検査証明書により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 内容:_____ 理由:_____																																			
	建築工事	(躯体工事) ☐ 品質管理の方法が明確であり、品質管理結果が適切に記録されている。 ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 (仕上工事) ☐ 品質管理の方法が明確であり、品質管理結果が適切に記録されている。 ☐ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 (設備工事) ☐ 機器・材料の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。ただし、JIS によるものは証明書を省略できるものとする。 ☐ 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書等が整備されている。 ☐ 施工完了時の試験及び記録が適切である。 ☐ 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が整備されている。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。 ☐ その他 内容:_____ 理由:_____																																			
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数／()対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																
		50%以下	80%以下	80%を超える																																	
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																

考查項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																															
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	建築工事を除く施設工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照 ☐ 品質管理の方法が明確であり、品質管理結果が適切に記録されている。 ☐ 機器・材料の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。ただし、JIS 及び電気用品取締法施行令によるものは、証明書を省略できるものとする。 ☐ 設備の機能が設計図書等との適正が確認でき、その機能の証明書等が整備されている。 ☐ 設備全体としての運転性能(工場及び現地試験結果)がよく、所定の能力を満足している。 ☐ 完成図書において、設備の機能(性能)が容易に判別できる資料等が整備されている。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されている。 ☐ 不可視部分の写真記録が適切である。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
	区画線工事	☐ 設計図書に基づく試験施工が行われており、適切な試験結果が確認できる。 ☐ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となることが確認できる。 ☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
	遮音壁工事	☐ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。 ☐ 使用材料の規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 溶融亜鉛メッキの防錆処理を損傷することのない適切な施工が確認できる。 ☐ 鋼管ぐいの貫入不能時の処理等が適切に行われていることが施工記録で確認できる。 ☐ 落下防止ワイヤーにねじれがなく、適切な余長の確保が確認できる。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table> 注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																															
3.出来形及び出来ばえ	防護柵工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		☐ 溶融亜鉛メッキの防錆処理を損傷することのない適切な施工が確認できる。 ☐ 継ぎ手ボルトの締め付け確認が実施され適切に記録が保管されている。 ☐ 設置場所近傍における平均気温と施工時の気温差を考慮して、所定のケーブルの初期緊張を導入している。 ☐ 背面土質量を考慮し適切な支柱埋込み長を確保している。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
	標識工事	☐ 板・シートの加工は、仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 ☐ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。 ☐ 溶融亜鉛メッキの防錆処理を損傷することのない適切な施工が確認できる。 ☐ 継手ボルトが適切に締付けられていることが確認できる。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
	トンネル内装工事	☐ 目地材は、目違い及びこてむらのない適切な施工が行われている。 ☐ 上端及び横端部の防水処理(シーリング)が適切に施工されている。 ☐ 部材表面に傷等がない。 ☐ 資材置場の整理整頓等、適切な材料保管が確認できる。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr> <tr> <td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </tbody> </table>					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		
注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。																																							

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(主任検査員用)

項目	工種	□a	□a'	□b	□b'	□c	□d	□e																															
3.出来形及び出来ばえ	造園工事	品質関係の試験結果のバラつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する<判断基準参照> (関連基準、各種施工管理要領、その他設計図書に定められた試験) ※バラつきの判断ならびに評価方法は、別紙-4 参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																															
		☐ 土壌硬度調査及び土壌試験(PH)、現場透水試験を実施し施工に反映したことが確認できる。 ☐ 活着のための対策や保護養生が適切に行われたことが確認できる。 ☐ 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく適切な材料を使用したことが確認できる。 ☐ 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 ☐ 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ☐ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。 ☐ 支柱・添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐ その他 内容: _____ 理由: _____																																					
II.品質	道路保全土木(施設)工事	[評価対象項目] ☐ 内容: _____理由: _____ ☐ 内容: _____理由: _____ ☐ 内容: _____理由: _____ ☐ 内容: _____理由: _____																																					
	上記以外の工事又は合併工事																																						
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 ÷ () 対象評価項目数 [対象チェック総数] ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。					■ 評価基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">バラつきで判断可能</th><th rowspan="2">バラつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上 90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上 75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注) 試験結果の打点数等が少なくバラつきの判断が出来ない場合は評価対象項目だけで評価する。					バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上 75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
		バラつきで判断可能			バラつきで判断不可能																																		
		50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																		
	75%以上 90%未満	a'	b	b'	b'																																		
	60%以上 75%未満	b	b'	c	c																																		
	60%未満	b'	c	c	c																																		

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。(主任検査員用)

項目	工種	□a	□b	□c	□d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	土木工事	※評価方法は、別紙－4を参考 [コンクリート構造物、トンネル工] □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックが無い。 □ 漏水が無い。 □ 全体的な美観が良い。			該当5項目以上 …a 該当4項目 …b 該当3項目 …c 該当2項目以下 …d
		[切盛土工] □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 構造物へのすりつけなどが良い。 □ 全体的な美観が良い。			該当4項目以上 …a 該当3項目 …b 該当2項目 …c 該当1項目以下 …d
		[基礎工及び地盤改良工] □ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。 □ ※地盤改良はc評価とする。			該当5項目以上 …a 該当4項目 …b 該当3項目 …c 該当2項目以下 …d
		[のり面工] □ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。全体的な美観が良い。 □ 全体的な美観が良い。			該当3項目以上 …a 該当2項目 …b 該当1項目 …c 該当項目なし …d
	PC橋上部工事	□ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。クラックが無い。 □ 漏水がない。 □ 床版面の平坦性が良い。 □ PC鋼材緊張後の後処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。			該当6項目以上 …a 該当4項目 …b 該当3項目 …c 該当2項目以下 …d

考 査 項 目 別 運 用 表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。(主任検査員用)

項目	工種	□a	□b	□c	□d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	舗装工事	[共通] □ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。 [アスファルト舗装] □ ローラーマークがなく平坦性が良い。 □ 高機能舗装の空隙がつぶれてなく均一な路面になっている。 [コンクリート舗装] □ 天端、端部及び打継ぎ目の仕上げが良い □ コンクリート構造物が、瀝青材料によって汚れていない			該当7項目以上 ……a 該当5項目 ……b 該当4項目 ……c 該当3項目以下 ……d
	鋼上部工工事	□ 表面に補修箇所が無い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 床版面の平坦性が良い。 □ 全体的な美観が良い。			該当5項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d
	建築工事	□ きめ細かな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 □ 関連工事との調整がなされ全体に調和が良い仕上げである。 □ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。 □ 仕上がりの状態が良好で色むら等がない。 □ 安全性の確保、環境及び維持管理への配慮がなされている。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 全体的な美観が良い。			該当6項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d
	電気工事	□ 照明灯具及び照明ポール等の据付けに傾斜がなく通りが良い。 □ 照明灯具及び照明ポール等が堅牢かつ確実に据付けられている。 □ 配管配線が整然と布設されている。 □ 配管配線等が確実に施工されている。 □ 公共物として、安全の確保、環境及び維持管理への配慮がなされている。 □ 部材表面に傷、錆がない。 □ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 □ 全体的な美観が良い			該当7項目以上 ……a 該当5項目 ……b 該当4項目 ……c 該当3項目以下 ……d

考 査 項 目 別 運 用 表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。 (主任検査員用)

項目	工種	□a	□b	□c	□d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	通信工事	☐ 配管配線が整然と布設されている。 ☐ 配管配線等が確実に施工されている。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 安全性の確保、環境及び維持管理への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当6項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d
	管工事	☐ 諸設備等の据付けに傾斜がなく通りが良い。 ☐ 諸設備等が確実に据付けられている。 ☐ 配管配線が整然と布設されている。 ☐ 配管配線等が確実に施工されている。 ☐ 部材表面に傷、錆がない。 ☐ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当6項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d
	塗装工事 (工場塗装を除く)	☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当4項目以上 ……a 該当3項目 ……b 該当2項目 ……c 該当1項目以下 ……d
	造園工事	☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 園路舗装は平坦に保たれ、付属物等との高さ調整が出来ている。 ☐ 植物材料の特性を理解し、各所の納め方や建築物等とのバランスが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当5項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d
	区画線工事	☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当4項目以上 ……a 該当3項目 ……b 該当2項目 ……c 該当1項目以下 ……d

考 査 項 目 別 運 用 表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。(主任検査員用)

項目	工種	□a	□b	□c	□d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	のり面処理工事	☐ 植生が均一で仕上がりが良い。 ☐ のり肩・のり尻と地山等とのすりつけが良い。 ☐ コンクリート構造物の肌、通り、施工目地等の仕上がりが良い。 ☐ 排水処理が適正に施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
	防護柵工事	☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
	遮音壁工事	☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ 土工処理及び植栽とのとり合い等きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d
	標識工事	☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
	トンネル内装板工事	☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷、錆が無い。 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d
	トンネル非常用設備工事	☐ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 ☐ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 ☐ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 ☐ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 ☐ 当該設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当6項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d

考 査 項 目 別 運 用 表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。 (主任検査員用)

項目	工種	□a	□b	□c	□d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	受配電設備工事	☐ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 ☐ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 ☐ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 ☐ 営繕施設等に配慮した施工がなされている。 ☐ 当該設備ならびに対関連設備との機能確保がなされている。 ☐ 保守点検に対する配慮が適切である。 ☐ 全体的な観が良い。			該当6項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d
	遠方監視制御設備工事	☐ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 ☐ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 ☐ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 ☐ 営繕施設等に配慮した施工がなされている。 ☐ 安全性の確保、環境及び維持管理への配慮がなされている。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当6項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d
	交通情報設備工事	☐ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 ☐ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 ☐ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 ☐ 営繕施設等に配慮した施工がなされている。 ☐ 安全性の確保、環境及び維持管理への配慮がなされている。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当6項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d
	トンネル換気設備工事	☐ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 ☐ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 ☐ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 ☐ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 ☐ 当該設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ 保守点検に対する配慮が適切である。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当6項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d
	建物機械設備工事	☐ 機器及び配管配線が整然と施工されている。 ☐ 機器及び配管配線が確実に取付けられている。 ☐ 機器等に制作及び施工上の傷、錆がない。 ☐ 道路の構造物等に配慮した施工がなされている。 ☐ 当該設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ 保守点検に対する配慮が適切である。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当6項目以上 ……a 該当4項目 ……b 該当3項目 ……c 該当2項目以下 ……d

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。 (主任検査員用)

項目	工種	□a	□b	□c	□d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	道路保全土木 （施設）工事 (ただし、維持 修繕作業は除 く)	☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。			該当3項目以上 ……a 該当2項目 ……b 該当1項目 ……c 該当項目なし ……d
	上記以外の工 事又は合併工 事	☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ☐ 理由: _____ ※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大 5 項目とする。			該当4項目以上 ……a 該当3項目 ……b 該当2項目 ……c 該当1項目以下 ……d

別紙-4

【記入方法及び留意事項】

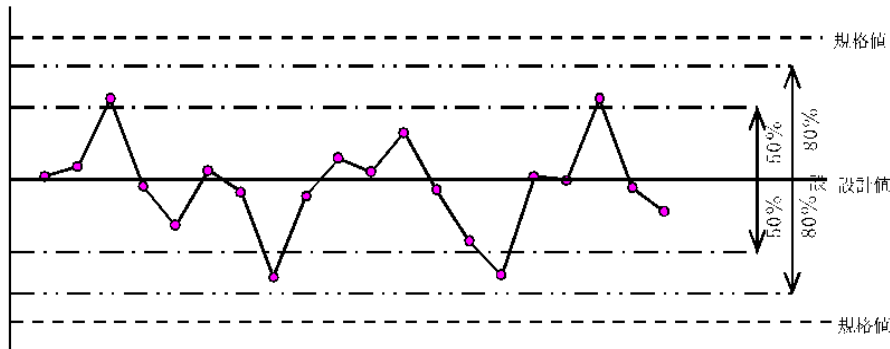
1. VE評価は、VE適用工事のみ評価を実施する。VE評定点は、監督員が評定するものし、評定点合計が100点を超えることがあってもよい。

2. 出来形及び品質のばらつきの考え方

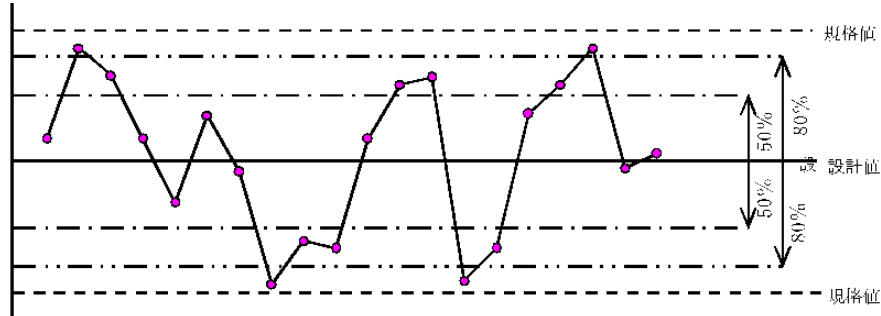
〔管理図の場合〕

（上・下限界値がある場合）

① ばらつきが50%以下と判断できる例

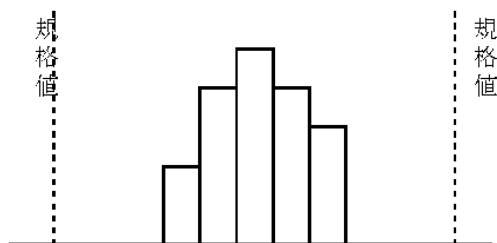


② ばらつきが80%以下と判断できる例

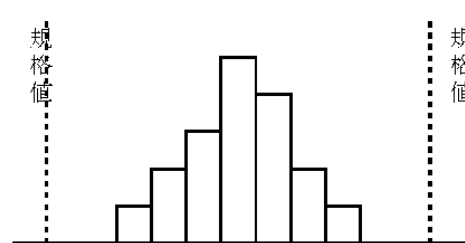


（度数表またはヒストグラムの場合）

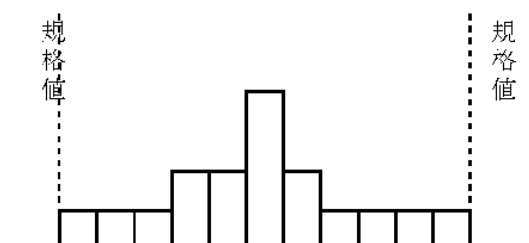
ばらつきが小さい



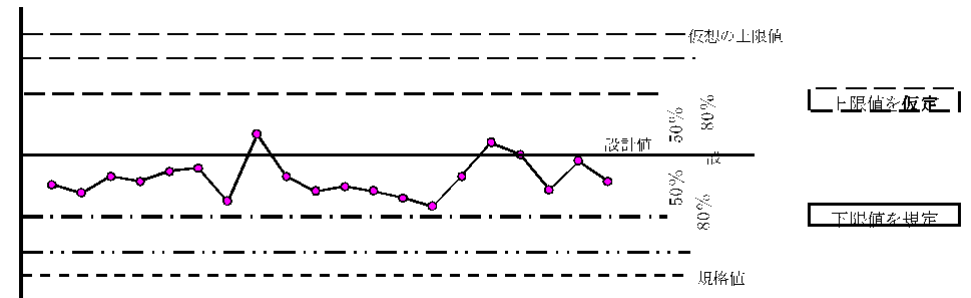
ばらついている



ばらつきが大きい



〔下限界値のみの場合〕



3. 異なる工事種別の組合せによる工事の取り扱い

(1) 対象となる工事種別毎の評価対象項目(評価対象外の項目は削除)を合計し、該当する評価項目の率で評価する。

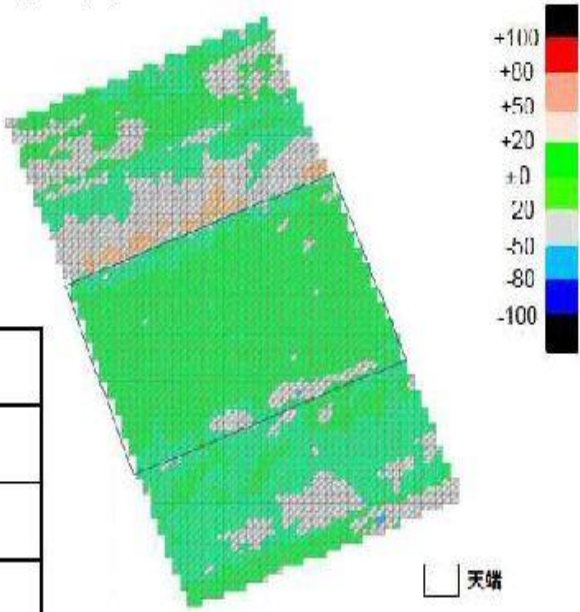
- 該当項目が 80%以上 a
- 該当項目が 65%～80%以下 b
- 該当項目が 50%～65% 以下 c
- 該当項目が 50%以下 d

4. ITC活用工事の出来形のばらつきの例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが50%以下と判断できる例

測定項目			基準値
天端 標高較差	平均値	-11 mm	±50 mm
	最大値 (差)	42 mm	±100 mm
	最小値 (差)	-62 mm	±100 mm
	データ数	1000	1 点/㎡以上 (1000 点以上)
	評価面積	1000 ㎡	
	棄却点数	0	0.3%未満 (3 点以下)
法面 標高較差	平均値	7 mm	±80 mm
	最大値 (差)	92 mm	±140 mm
	最小値 (差)	-60 mm	±140 mm
	データ数	1700	1 点/㎡以上 (1700 点以上)
	評価面積	1700 ㎡	
	棄却点数	0	0.3%以上 (5 点以下)

天端の ばらつき	規格値の±80% 以内のデータ数	1000
	規格値の±50% 以内のデータ数	997
法面の ばらつき	規格値の±80% 以内のデータ数	1700
	規格値の±50% 以内のデータ数	1360



5. その他

- 「施工プロセス」チェックリストを活用して、評価を行う。
- 「5.創意工夫」「6.社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評価を行う。

施工プロセスのチェックリスト(標準例)

1. 工 事 名	
2. 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)
3. 受 注 者 名	

支 社 名 :	支社
事 務 所 名 :	事務所
(主任補助)監督員名 :	

- ① 施工プロセスのチェックリスト(標準例)は、共通仕様書、契約書等に基き、施工に必要でプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
② チェック後は、書類もしくは現場等で確認した月、日、及びその内容がOKであれば□に「OK」を記入し、OKでない場合は、備考欄に指示事項又は状況等を記入する。
③ 用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後とする。
④ 工種に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないものとする。

1-1. 施工体制一般(施工体制) ※「工事現場等における施工体制の点検要領」による点検結果を転記すること。

[illegible]

施工プロセスのチェックリスト(標準例)

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 受 注 者 名

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

支 社 名 :	支社
事 務 所 名 :	事務所
(主任補助)監督員名 :	

- ① 施工プロセスのチェックリスト(標準例)を、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した日付、及びその内容が適切であればにチェックマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義については、契約後、当初契約後、変更後、工期内に行う契約変更とする。
④ 工程に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないものとする。

[illegible]

施工プロセスのチェックリスト(標準例)

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 受 注 者 名

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

支 社 名 :	支社
事 務 所 名 :	事務所
(主任補助)監督員名 :	

- ① 施工プロセスのチェックリスト(標準例)を、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した日付、及びその内容が契約であればににシマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義については、契約後、当初契約後、変更後、工期内に行う契約変更とする。
④ 工程に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないものとする。

1-2. 配置技術者(施工体制)

[illegible]

施エプロセスのチェックリスト(標準例)

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 受 注 者 名

令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	(日間)
----	---	---	---	---	----	---	---	---	-------

支 社 名 :	支社
事 務 所 名 :	事務所
(主任補助)監督員名 :	

- ① 施工プロセスのチェックリスト(標準例)を、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
② テックボードは、書類または現場等で確認した月目、及その内容がOKであれば□にマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義については、契約後、当初契約後、変更後、工期内に該当契約変更とする。
④ 工程に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為を行わないものとする。

2-1. 施工管理(施工状況)

[illegible]

施工プロセスのチェックリスト(標準例)

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 受 注 者 名

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)
--

支 社 名 :	支社
事 務 所 名 :	事務所
(主任補助)監督員名 :	

- ① 施工プロセスのチェックリスト(標準例)を、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した日付、及びその内容が適切であればにチェックマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義については、契約後、当初契約後、変更後、工期内に行う契約変更とする。
④ 工程に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないものとする。

2-2. 工程管理(施工状況)

[illegible]

施工プロセスのチェックリスト(標準例)

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 受 注 者 名

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

支 社 名 :	支社
事 務 所 名 :	事務所
(主任補助)監督員名 :	

- ① 施工プロセスのチェックリスト(標準例)を、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
② チェックリストは、書類または現場等で確認した日付、及びその内容が契約であれば10にシマールを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義に於いては、契約後、当初契約後、変更後、工期内に行う契約変更とする。
④ 工程に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないとする。

2-3. 安全対策(施工状況)

[illegible]

施工プロセスのチェックリスト(標準例)

1. 工 事 名
2. 工 期
3. 受 注 者 名

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)
--

支 社 名 :	支社
事 務 所 名 :	事務所
(主任補助)監督員名 :	

- ① 施工プロセスのチェックリスト(標準例)を、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督員等が確認する。
② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した日付、及びその内容が適切であればにチェックマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。
③ 用語の定義については、契約後、当初契約後、変更後、工期内に行う契約変更とする。
④ 工程に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないものとする。

2-4. 對外關係(施工狀況)

[illegible]